

## 回 答 書

令和4年11月21日

小林市ごみ収集運搬等業務委託（A）プロポーザル質問書により問われたことについて、次のとおり回答します。

提案課題等項目	質 問 内 容
<p>(1) 収集、運搬の業務</p> <p>⑤ 収集は、小林市清掃工場を出立し、午前8時30分から各集積場の収集を開始し、当日の午後4時30分までに、小林市生活環境課（以下「本課」という。）の指定する施設に搬入し計量を行うこと。ただし、交通事情等により受託者の責めを負わない事由により、やむを得ず上記の時間までに搬入できない場合は、搬入する施設、小林市ごみ収集運搬業務委託(B)の受託者（以下「野尻・須木収集運搬事業者」という。）及び本課に連絡し対応を協議すること。</p>	<p>① (A)(B)互いに応援を行う場合、それに要する燃料や労務費は、双方の委託費に見込みで算入されているのでしょうか。それとも、受託者間で請求のやり取りを行うことになるのでしょうか。</p>

## 回 答

① 小林市ごみ収集運搬等業務委託（A）仕様書《小林地区収集運搬・清掃工場管理》、3委託業務の内容、（1）収集、運搬の業務、⑩の緊急時に対する協議を行い、収集・運搬・搬入等に係る情報を共有し、双方において常に良好な協力関係を保ち、業務遂行を行って頂くこととなります。

人的、経費的負担等については、受託者間の協議で決定して頂くものであり、委託者である小林市により指示するものでないと解します。

提案課題等項目	質 問 内 容
<p>(1) 収集、運搬の業務</p> <p>① 小林市ごみ収集運搬等業務委託(B)の受託者(以下「清掃工場管理事業者」という。)及び野尻・須木収集運搬事業者は、緊急時に対する協議を行い、収集・運搬・搬入等に係る情報を共有し、双方において常に良好な協力関係を保ち、各集積場での分別不適合等の格差、収集運搬、清掃工場内でのトラブル回避に努めること。</p>	<p>② 分別不適合のシールは、連絡先が清掃工場と記載された従来のものを使用することになりますか。</p> <p>それとも、小林地区と野尻須木地区とでそれぞれの受託者連絡先を記したシールとなるのでしょうか。</p> <p>連絡先が清掃工場の場合、野尻須木地区で対象ごみを出された方からの電話、あわせて清掃工場への直接搬入があった場合、それに即時対応できる(B)受託者の職員は清掃工場に常駐することになりますか。</p>

回 答
<p>② 分別不適合のシールは、令和3年度改訂版ごみ分別虎の巻2ページに掲載されている、現在のもを使用します。</p> <p>ご質問のとおり、シールによる問い合わせ先は清掃工場となり、小林市ごみ収集運搬等業務委託(A)の受託者(以下「清掃工場管理事業者」という。)が各受託者への連絡を行うなど、初動を担っていただく事となります。</p> <p>また、小林市ごみ収集運搬業務委託(B)の受託者(以下「野尻・須木収集運搬事業者」という。)については、清掃工場への常駐を義務付けておりませんが、収集中であれば無線や電話連絡により集積場等での対応となり、小林市ごみ収集運搬業務委託(B)仕様書《野尻地区・須木地区収集運搬》、3委託業務の内容、(1)収集、運搬の業務、⑩ 新型コロナウイルス感染防止対策、不測の事態への対応策を適切に行い、業務が安全に遂行できる体制を整えること。また、「事務職との兼務も可能とし予備人員を配置すること。」としております。</p> <p>なお、①にあるように、「緊急時に対する協議を行い、収集・運搬・搬入等に係る情報を共有し、双方において常に良好な協力関係を保ち、各集積場での分別不適合等の格差、収集運搬でのトラブル回避に努めること。」としており、予備人員の配置場所などについては、受託候補者となった後に協議及び調整により決定されるものと考えます。</p>

提案課題等項目	質問内容
<p>(1) 収集、運搬の業務</p> <p>⑮ 車輛等は、始業前の点検及び終業時の洗車を毎日行うこと。</p>	<p>③ 洗車は、(A) (B)の双方、清掃工場で行うのでしょうか。</p> <p>また、清掃工場の洗車場は、(A) (B)で使用場所の割り当てがあるのでしょうか。</p> <p>洗車場を共用であれば、洗車場及び洗車機に破損や故障があった場合の、責任の所在を明確にする事が難しいと考えられます。</p> <p>(B)受託者の使用方法が粗雑である、例えば、ホースを引きずる事で起こる裂傷や、水抜き・凍結防止対策の不徹底などで生じる修理や部品交換であったとしても、その因果関係は明確に出来ないと懸念されます。</p>

回 答
<p>③ 洗車は、清掃工場及び最終処分場で(A) (B)双方の受託者が行う事となります。</p> <p>また、車両台数及び業務量から鑑みて、場所の割り当てはありません。</p> <p>洗車機に破損や故障があった場合、小林市ごみ収集運搬等業務委託 (A) 仕様書《小林地区収集運搬・清掃工場管理》、(4) 施設管理等にあるとおり、清掃工場管理事業者が「軽微な場合は修繕を行い適正な施設管理に努めなければならない。」として行うもので、これまで小林市が行っていた修繕等を含み、修繕費用及びその他消耗品費、諸経費として提案上限額へ算入しております。</p> <p>また、原因や責任の所在が明確なり得る場合であっても、事前に(A) (B)双方の受託者間の協議や調整は行う必要があると考えます。</p>